

週刊 仮設きずな新聞

第11号

ピースポート災害
ボランティアセンター
石巻市中央2-4-6
090(6639)6467

kizuna311試写会

映画「はやぶさ」遙かなる帰還

全世界が注目した小惑星探査機「はやぶさ」。そこに秘められた日本の科学者・技術者たちの魂の物語を日本を代表する実力俳優たちが集結し、重厚な人間ドラマとして織り成して行く映画「はやぶさ 遙かなる帰還」が2011年2月11日に公開となります。

映画「はやぶさ 遙かなる帰還」主演を務めるのは、世界に誇る俳優であり被災地支援プロジェクト「kizuna311」の発起人として活動し続ける渡辺謙。完成した本作をまずは皆様にお届けしたいと、自ら試写会を企画し実施することになりました。当日は渡辺謙の舞台挨拶も予定しておりますので、皆様是非応募ください。

渡辺謙から皆様へのメッセージ

お久しぶりです。皆様へ届けられる作品がやっとなりました。最初に観ていただきたいと思い、試写会をやりませう。お時間ありましたら、是非お越しください。



《実施会場》ワーナー・マイカル・シネマズ新石巻 宮城県石巻市蛇田字新金沼170イオンモール石巻2F
《実施日時》平成24年1月15日(日) 開場 12時30分 開映 13時00分 (終映15時35分頃予定)
《ご招待数》350名
《舞台挨拶登壇者》渡辺謙、瀧本智之監督※登壇者は予告なく変更する場合がございます
《応募方法》郵便はがきに郵便番号・住所・氏名・年齢・電話番号・ご鑑賞希望人数(1名または2名、2名までが上限となります)を明記の上、ご応募下さい。ご応募多数の場合は、抽選とさせていただきます。



復興支援美容室 ラポールヘア石巻

10月1日新開店
復興支援美容室
ラポールヘア

《応募先》〒104-8108 東京都中央区銀座3-2-17 東映株式会社映画営業部石巻「はやぶさ」係
《発表》招待状の発送をもって発表に代えさせていただきます。
《個人情報の管理》ご応募いただいた方の個人情報、招待状の発送に利用させていただきます。東映株式会社個人情報保護のため責任を持って管理いたします。
《お問い合わせ先》東映株式会社映画営業部TEL 03(3535)7202 (土日祝日を除く10時00分〜17時00分)



【美容室 ラポールヘア石巻店】
☎0225-21-5866
営業時間 [平日] 9:00~19:00 (受付は18:00まで)
[日・祝日] 9:00~18:00 (受付は17:00まで)
〒986-0859 石巻市大街道西 2-2-27

年末年始の予定：12/31の受付は14時まで、1/1~3は休業、1/4~通常営業となります。

石巻市の商業地の一角に、復興支援美容室ラポールヘア石巻という今年10月1日にオープンした新しい美容室があります。他の美容室と違い、価格がカットとカラーをして五千円でもお釣りがくるといふ消費者の感覚にあつた設定となつています。また、保育士がいるキッズルームもある為、お子さんを連れて行ってもゆつくり安心して髪を整えることができます。震災後、多くの美容室が被災の被害を受け、営業できなくなりまして、この美容室は、職場を失った沢山の美容師さん達が働ける環境を提供する為に作られました。長年美容師をしていた人たちが働いているので、一ヶ月半で店は順調に営業出来るようになりました。店名の「ラポール」(フランス語)は、日本語で「交流」を表す言葉です。早瀬代表取締役は「髪を切つて、お喋りをしてリフレッシュして欲しい」と仰っていました。私も実際に髪を切つて貰いましたが、どなたもプロの美容師の皆さんなので、とても腕が良く、お喋りも楽しくさせて貰いました。(きたむー)

もうすぐクリスマス



師走に入り、ますます冷たい風が吹くようになった12月4日、渡波にある仮設団地の集会所でクリスマスリース作りのイベントが催されました。

実はこのイベント、11月にも一度開催されたものののですが、そのときは平日に行われたため、子供たちは参加できませんでした。ただその後、できたリースを見た子供たちから、僕たちも作りたい！という声があがり、子供たちのためにもう一度開催されることになりました。

現状、集会所で行われるイベントは高齢者向けのものがほとんどで、子供向けのイベントは多くありません。そのため、なかなか仮設団地で新しい友達ができていない子供も多いそうです。

もうすぐクリスマスやお正月など様々な行事のある時期になります。子供たちが元気に遊びまわらんが、おじいちゃんおばあちゃんや優しく見守るといふような、このイベントで見られた光景が、あちこちの仮設団地で見られるようになってほしいですね。(たけお)

かめ七呉服店

石巻2.0通信 第9号

徐々に灯と賑わいを取り戻しつつある中央地区の商店街。石巻市内で起こるさまざまな動きが、ここに集まり交錯し、新たな動きに繋がっていきま

災後、地域の各家庭では満足な情報が届かない状況にありました。こうした中で、奇跡的に電波を良く受信できたかめ七呉服店のご夫妻は、店舗の2階に6台のパソコンを設置し、地域の住人の方々やボランティアに無料で開放しました。通称「ネットかめ」。パソコンを使うために、渡波からわざわざ自転車に乗って来た方もいます。

放し、アーティストのライブや販売会、ヨガ教室の会場として利用するようになりました。いつの間にか勝手に「かめ七ホール」と呼ばれ、商店街の小さな文化施設となっています。今や、商店街でもっとも人が出入りするかめ七呉服店。優しい店主のご夫妻の「どうぞ、お休みください」という一言から、さまざまな人の出会いの場となっています。(渡邊)

編集後記



震災から9ヶ月が過ぎました。後ろを見た3月より、先を見た3月の方が近くに感じるようになって、時が過ぎる早さを感じます。(きたむー)

思い出の品物(津波による流出物)の展示

津波により流出したたくさんの位牌やアルバム、写真等、被災された方々にとっては、特別な思いのある品々をお預かりし、洗浄等を行い展示しています。現在も、多くの位牌や写真等が引き取り手のないままになっていますので、ぜひ一度お立ち寄りいただき、思い出の品物を見つけてください。また、発見した場所は市内ですが、市外の方も思い出の品物が石巻市内に流出した可能性もあるので、市外の方にもお声がけをお願いします。

| 【本庁】 | 【河北】 | 【雄勝】 | 【北上】 | 【牡鹿】 |
|-------------|------------|---------------------|-------------|-------------|
| 旧石巻市庁舎 | 福地体育研修センター | 雄勝総合支所 仮庁舎 (雄心苑敷地内) | にっこりサンパーク | 牡鹿公民館 |
| 10:00~15:00 | 9:00~16:00 | 9:00~16:00 | 10:00~15:00 | 10:00~16:00 |

年末年始の展示休館 12月29日(木)~平成24年1月3日(火) 展示物:写真・アルバム・位牌 など
思い出の品物の展示には各種団体の皆様の協力により行なっています。
※金庫・現金・通帳等は遺失物として警察署での取り扱いになります。
→石巻警察署 0225(95)4141 →河北警察署 0225(62)3411
【お問い合わせ】 石巻市役所 防災対策課 0225(95)1111 (内線4153)

ご存知ですか？

(特別)児童扶養手当・母子父子家庭医療費助成制度

◇児童扶養手当

次のいずれかに該当する18歳の年度末までの児童(または、20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある方)を監護している母、児童を監護し、生計を同じくする父、父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

※遺族年金等の公的年金受給者や施設入所者などは手当が支給されません。

対象児童

- ・父母が婚姻を解消し、父または母と生計を同じくしていない児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障害者である児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が法令により1年以上拘禁されている児童

・婚姻によらないで生まれた児童
手当月額 (物価スライド等により改定される場合があります)

児童一人の場合

- 全部支給 41,550円
- 一部支給 41,540円
- 9,810円の間10円単位で区分
- 2人目 5,000円加算
- 3人目以降 一人につき3,000円加算

※手当を受給してから5年を経過した時(手当を受給してから5年を経過して)もなく、支給要件である離婚や死別等から7年経過した時)は、手当額の一部が支給停止となる場合があります。

◇特別児童扶養手当

心身に障害のある20歳未満の児童の父母、またはその児童を養育している方に支給されます。

※所定の診断書により障害の程度を判定しますが、療育手帳Aに該当するときや、身体障害者手帳の1級と2級および3級と4級の一部に該当す

るとき(内部障害は除く)は、診断書を省略できる場合があります。

※児童が福祉施設に入所しているときや、障害を事由とする公的年金を受けているときは支給されません。

- 手当月額** (物価スライド等により改定される場合があります)
- 1級 50,550円
 - 2級 33,670円

◇母子・父子家庭医療費

母子・父子家庭を対象に医療費を助成する制度です。

健康保険等により、本人の負担する額から、入院の場合は、1件2,000円(食事療養費除く)、外来の場合は、1件1,000円を差し引いた金額を助成します。ただし、高額医療費または、付加給付金が支給される場合は、その額を差し引きます。

※いずれの制度も所得制限があります。

☎ 子育て支援課(内線2512・2513・2514)

各総合支所保健福祉課

子ども手当について

今年10月から新しい子ども手当制度が始まりました。
 新しい制度では、これまで子ども手当を受給していた方を含め、対象となるすべての方から認定請求の手続きが必要になります。
 市では平成23年9月分まで子ども手当を受給されており、10月以降も引き続き支給要件に該当する方に対して、11月上旬に認定請求書を郵送しています。
 まだ認定請求書の提出がお済みでない方は、返信用封筒に認定請求書(必要事項を加筆修正したもの)を封入の上、12月16日(金)まで返信してください。
 ※提出が遅れると、2月の支給時に振り込みできない場合がありますので、ご注意ください。
 なお、認定請求書の裏面には、保険証の写しおよび通帳かキャッシュカードの写しを添付してください。(ただし、請求者が国民年金加入者で、かつ、支払口座に変更がない場合は添付不要になります)
 また、出生等により子どもの数に変更が生じた場合や転出・転入などをされた場合は、別途で申請が必要になりますので、速やかに窓口で手続きをしてください。申請が遅れると、受給できない月が発生することがありますので、ご注意ください。

☎ 子育て支援課(内線2514)

就学援助制度

家庭の経済的な理由により、就学が困難と認められる児童生徒に対して、学用品や給食費などの就学に必要な経費の一部を援助する制度があります。
 家庭の経済的な理由とは、保護者の職業不安定で所得が著しく低い、または家計の中心となる方が疾病、急死などの災害により家計が急変した場合など特別な事情があり経済的に困窮している方となります。
 この制度は、保護者が支払った学用品等の経費の一部を補てんするための制度であり、学校徴収金をすべて免除するものではありません。学校徴収金については、保護者等において指定期限までに全額お支払いください。
 なお、申請手続きなど詳しい内容についてはお問い合わせください。

☎ 各小中学校・教育総務課(内線5018)